

Title	収益費用観・資産負債観と貸倒損失 (1)
Sub Title	
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2005
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.48, No.4 (2005. 10) ,p.129- 145
JaLC DOI	
Abstract	<p>現行会計実践は、測定の側面からは、取得原価、時価、増価（いわゆる償却原価）の三者が、いわば等価的に存在する併存会計であるが、しかし、その会計実践の全体が、合理的に説明されているとは言い難い。もっとも、もっぱらFASBの動向あるいは国際的潮流に関心のある我が国においては、そうした説明理論の欠如は、さしたる問題ではないのかもしれない。しかし、確実な根拠の提示により社会的に貢献することが科学理論の役割と考えている筆者にとっては、そうした説明理論の欠如は、会計理論のレーゾンデートルにかかわる由々しい問題と言わなくてはならない。そこで、ここでは、会計実践の全体を首尾一貫した論理で説明する理論体系が我が国においては欠如している、ということの原因について考えることとしたい。もっとも、もっぱら投資家の意思決定への直接的な役立ちを重視する現状からすれば、そうした試みには、さしたる意義が認められないことが予想されるのであるが、会計理論のレーゾンデートルを、会計実践の全体に関する確かな知識体系の提示に求める筆者の視点からは、いささか迂遠ではあるが、根本的に重要なことなのである。十全な説明理論が欠如していることの原因としては、私見では、伝統的会計理論（取得原価主義会計論）の問題点に関する究明の欠如、およびFASBなどにより主張された収益費用観・資産負債観という二項対立の理論的根拠に関する究明の欠如、という2点が指摘されなければならない。まず前者であるが、今日、取得原価主義会計論の理論的欠陥の索出といった作業は、まったく試みられていない。そうした営みは、既に過去のものとなった会計学説の欠陥をほじくり返す、といった感覚でしか受け止められていないのではないだろうか。しかし、もし人間の営みを、何らかの意味での「進歩」という語によって語るができるとするなら、現代会計理論は、取得原価主義会計論の欠陥を克服したのものとして位置づけられるであろう。そうであれば、現行会計実践に関する十全な説明理論の構築のためには、取得原価主義会計論の理論的検討が不可欠なのである。このように理解するかがざり、そうした理論的検討の欠如が、現代会計理論の不振の一因となっていると言ってよいであろう。次に後者であるが、今日、周知のように、収益費用観と資産負債観との二項対立のもとで、さらには、収益費用観から資産負債観への転換という枠組によって、会計の変化を説明することが、流行現象になっている。その場合、収益費用観によればかくかくの処理になり、収益費用観によればしかじかの処理になる、といった議論が瀰漫している。収益費用観・資産負債観はそもそも理論的に成立し得るのか、といった議論を筆者は寡聞にして知らない。しかしながら、科学理論におけるすべての主張は、基本的にはひとつの仮説に他ならず、何らかの形で、その妥当性が議論されなくてはならない。つまり、誤りであるかもしれないという可能性が、常に意識されなければならないはずである。もし会計理論が1個の科学理論であるとするならば、収益費用観・帯資産負債観の妥当性に関する議論がなされていない現状は、奇異としか言いようがない。かねてから、そのような疑念を筆者は覚えていたが、そうした疑念は、FASB学と化したかにみえる今日の会計学界においては、荒唐無稽なことのように感じられよう。しかし、本当にそうなのであろうか。そこで、貸倒損失を例にして、筆者の疑念の妥当性いかに考えてみよう、というのが本稿の狙いである。すなわち、いわゆる取得原価主義会計においては、期末に貸倒引当金が計上されるのは、きわめて当然のこととみなされていたが、その感覚は、現行併存会計においても継承されている。しかしながら、最近、その点について疑義が提起されるようになった。そのこと自体は、好ましいことではあるが、問題は、そうした主張の具体的内容である。すなわち、そうした疑義にしても、取得原価主義会計に内在する理論的な欠陥を是正するという問題意識のもとに捉えられているのではない。むしろ、今日できあいの収益費用観と資産負債観という二項対立の妥当性を暗黙裡にせよ大前提に据えつつ、収益費用観から資産負債観への転換という論理に、依拠しているかに思われるのである。そこには、取得原価主義会計論という体系には、内在的な混乱があるかもしれない、といった問題意識、あるいは収益費用観・資産負債観という二項対立は、理論的に成立しないかもしれない、といった問題意識など、まったく感じられないのである。本号は、貸倒引当金計上との関係における取得原価主義会計論の内在的欠陥の問題を検討することとし、収益費用観と収益費用観との二項対立の問題については、次号で取り上げることとしたい。</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20051000-

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

収益費用観・資産負債観と貸倒損失（1）

笠井 昭 次

<要 約>

現行会計実践は、測定の側面からは、取得原価、時価、増価（いわゆる償却原価）の三者が、いわば等価的に存在する併存会計であるが、しかし、その会計実践の全体が、合理的に説明されているとは言い難い。もっとも、もっぱら FASB の動向あるいは国際的潮流に関心のある我が国においては、そうした説明理論の欠如は、さしたる問題ではないのかもしれない。しかし、確実な根拠の提示により社会的に貢献することが科学理論の役割と考えている筆者にとっては、そうした説明理論の欠如は、会計理論のレーゾンデートルにかかわる由々しい問題と言わなくてはならない。

そこで、ここでは、会計実践の全体を首尾一貫した論理で説明する理論体系が我が国においては欠如している、ということの原因について考えることとしたい。もっとも、もっぱら投資家の意思決定への直接的な役立ちを重視する現状からすれば、そうした試みには、さしたる意義が認められないことが予想されるのであるが、会計理論のレーゾンデートルを、会計実践の全体に関する確かな知識体系の提示に求める筆者の視点からは、いささか迂遠のようではあるが、根本的に重要なことなのである。

十全な説明理論が欠如していることの原因としては、私見では、伝統的会計理論（取得原価主義会計論）の問題点に関する究明の欠如、および FASB などにより主張された収益費用観・資産負債観という二項対立の理論的根拠に関する究明の欠如、という2点が指摘されなければならない。

まず前者であるが、今日、取得原価主義会計論の理論的欠陥の索出といった作業は、まったく試みられていない。そうした営みは、既に過去のものとなった会計学説の欠陥をほじくり返す、といった感覚でしか受け止められていないのではないだろうか。しかし、もし人間の営みを、何らかの意味での「進歩」という語によって語る事ができるとするなら、現代会計理論は、取得原価主義会計論の欠陥を克服したものとして位置づけられるであろう。そうであれば、現行会計実践に関する十全な説明理論の構築のためには、取得原価主義会計論の理論的検討が不可欠なのである。このように理解するかぎり、そうした理論的検討の欠如が、現代会計理論の不振の一因となっていると言ってよいであろう。

次に後者であるが、今日、周知のように、収益費用観と資産負債観との二項対立のもとで、さらには、収益費用観から資産負債観への転換という枠組によって、会計の変化を説明することが、流行現象になっている。その場合、収益費用観によればかくかくの処理になり、収益費用観によればしかじかの処理になる、といった議論が瀰漫している。収益費用観・資産負債観はそもそも理論的

に成立し得るのか、といった議論を筆者は寡聞にして知らない。しかしながら、科学理論におけるすべての主張は、基本的にはひとつの仮説に他ならず、何らかの形で、その妥当性が議論されなくてはならない。つまり、誤りであるかもしれないという可能性が、常に意識されなければならないはずである。もし会計理論が1個の科学理論であるとするならば、収益費用観・資産負債観の妥当性に関する議論がなされていない現状は、奇異としか言いようがない。

かねてから、そのような疑念を筆者は覚えていたが、そうした疑念は、FASB学と化したかにも見える今日の会計学界においては、荒唐無稽なことのように感じられよう。しかし、本当にそうなのであろうか。そこで、貸倒損失を例にして、筆者の疑念の妥当性いかに考えてみよう、というのが本稿の狙いである。すなわち、いわゆる取得原価主義会計においては、期末に貸倒引当金が計上されるのは、きわめて当然のこととみなされていたが、その感覚は、現行併存会計においても継承されている。しかしながら、最近、その点について疑義が提起されるようになった。そのこと自体は、好ましいことではあるが、問題は、そうした主張の具体的内容である。すなわち、そうした疑義にしても、取得原価主義会計に内在する理論的な欠陥を是正するという問題意識のもとに捉えられているのではない。むしろ、今日できあいの収益費用観と資産負債観という二項対立の妥当性を暗黙裡にせよ大前提に据えつつ、収益費用観から資産負債観への転換という論理に、依拠しているかに思われるのである。そこには、取得原価主義会計論という体系には、内在的な混乱があるかもしれない、といった問題意識、あるいは収益費用観・資産負債観という二項対立は、理論的に成立しないかもしれない、といった問題意識など、まったく感じられないのである。

本号は、貸倒引当金計上との関係における取得原価主義会計論の内在的欠陥の問題を検討することとし、収益費用観と収益費用観との二項対立の問題については、次号で取り上げることとした。

<キーワード>

収益費用観、資産負債観、取得原価主義会計（論）、併存会計（論）、価値生産活動、資本循環シエマ [G-W-G']、資本貸与活動、割引現在価値、回収可能額、フローとストックとの規定関係

はじめに

今日、売買目的有価証券には時価、満期保有目的有価証券には増価（いわゆる償却原価）が原則的評価として導入されたが、他方、商品等は依然として取得原価で評価されている。したがって、現行会計は、評価の側面からすれば、時価・増価・取得原価の三者が併存する併存会計なのである。この併存会計については、多くの説明理論が提唱されているが、しかし、いずれも、けっして得心のゆくものではない。今日までのところ、現行併存会計は、解明されていないと言わざるを得ない。したがって、問題は、解明されていないことの原因である。今日、理論の役立ちの側面だけが重視されるあまり、こうした未解明の原因の索出などということは、きわめてないがしろにされていると言ってよいであろう。しかし、理論というのが、確実な根拠の提示により社会的に貢献するものであるとするならば、いささか遠回りのようには思えても、妥当な説明理論が形成されていないことの原因にまで遡って検討することも、必要なのではないだろうか。

結論的には、①取得原価主義会計論の問題点に関する究明の欠如、および②収益費用観・資産負

債観という二項対立の理論的根拠に関する究明の欠如というふたつの原因があると筆者は考えている。言うまでもなく、取得原価主義会計には種々の問題点が指摘され、それを克服するものとして、併存会計の導入が図られたのである。そうであれば、本来、取得原価主義会計論の理論的問題点が徹底的に議論されなければならない理である。その問題点の本質が明らかにされるならば、それを是正することによって、妥当な解決（妥当な併存会計論の形成）への道筋がつけられるはずである。逆に言って、その問題点の認識が本質をはずれている場合には、いくらそれを是正したと言っても、現行併存会計に関する妥当な説明理論の構築など、期待できないであろう。より具体的に言えば、取得原価主義会計論の理論的欠陥が、もし本当に収益費用観にあるのなら、そして収益費用観と資産負債観という二項対立が理論的に有意味であるのなら、資産負債観に転換することにより妥当な説明理論の構築が可能になろう。それに対して、取得原価主義会計論の理論的欠陥の根因が、価値生産活動 $[G-W-G']$ だけを対象にしてきた点にあるのなら、資産負債観への転換によっては、その理論的欠陥は除去できないであろう。価値生産活動だけでなく資本貸与活動をも対象に据えることによって初めて、妥当な説明理論が構築され得るはずである。

そのように考えれば、取得原価主義会計論の理論的欠陥の本質を追究することは、今日でも、というより今日においてこそ、きわめて重要な理論的課題と言うべきなのである。しかしながら、今日、そうした問題意識のもとで、取得原価主義会計論が再検討されることは、ほとんどない。取得原価主義会計（論）を論ずることは、現在の問題というより、既に過去のものとなった実践あるいは学説の理論的欠陥をほじくり返す、といった感覚でしか受け止められていないのではないだろうか。そのために、取得原価主義会計（論）の問題点の本質が、現在に至るもの確に理解されていないのである。現在というものを過去との関連で理解しようとするかぎり、つまり、現行併存会計を、取得原価主義会計の根本的な欠陥を克服しようとする営みのいわば必然的な帰結と位置づけるかぎり、取得原価主義会計論の理論的欠陥に関する上記のような問題意識の欠如が、併存会計に関する妥当な説明理論の構築を妨げていることの原因になっていると言っても過言ではないであろう。

次に②であるが、今日、一般的には、収益費用観と資産負債観という二項対立の枠組が、その妥当性についての格別の論証もなしに導入され、これによって、取得原価主義会計（論）から併存会計（論）あるいは時価主義会計（論）への推移が説明されているようである。これは、ある意味で、①で指摘したことと表裏の関係にあると言ってよいのかもしれない。すなわち、収益費用観と資産負債観との二項対立がア・プリオリに受け入れられ、その枠組を大前提にして、一方、取得原価主義会計（論）の欠陥が収益費用観に帰せられると共に、他方、資産負債観によって時価等の導入が正当化され、そのことによって、取得原価主義会計（論）の理論的欠陥が是正される、とみなされているということであろう。しかしながら、そこでは、まず第1に、収益費用観・資産負債観という枠組の妥当性は、必ずしも論証されているわけではないことに留意すべきである。すなわち、収益費用観と資産負債観との二項対立は、一体、どのような会計の意味をもっているのだろうか。

今日、一般に説かれているところによれば、例えばフローとストックという用語の組合せに基づき、収益費用観はフローがストックを規定する方式（[フロー→ストック]）、資産負債観はストックがフローを規定する方式（[ストック→フロー]）と定義されているが、これは、いわばフローとストックとに関する技術的な計算方式の相違にしかすぎないとも理解し得るのである。したがって、会計測定規約の規定要因たり得るのか、ひいては会計実践（会計理論）を有意義な形で整理する枠組たり得るのかどうかには、大きな疑問がある。少なくとも、そのことの妥当性は、論証されていないと言わなくてはならない（さらには、その妥当性を論証しようとする意志が、感じられないと言ってもよいであろう）。

そして第2は、取得原価主義会計（論）＝収益費用観から、併存会計（論）＝資産負債観に推移したとみなされているようであるが、しかし、そのことの妥当性も、けっして論証されていないのである。はたして、取得原価主義会計（論）を収益費用観と、また併存会計（論）を資産負債観と一義的に結び付けてしまってよいのであろうか。また、それと実は表裏の関係にあるのであるが、収益費用観から資産負債観に推移したということは、収益費用観と資産負債観とが、ひとつの理論体系に併存する as well as の関係にではなく、それぞれが別個独立の理論体系となる either-or の関係にあることを含意しているが、しかし、そのことの妥当性も、けっして明らかになっているわけではないのである。

そのように考えれば、今日、一般に、時価評価の導入の根拠、ひいては、取得原価主義会計（論）から併存会計（論）への推移の根拠は、収益費用観から資産負債観への変化に求められることが多いようであるが、しかし、そうした風潮は、FASB への全面的依拠という心理に根ざした流行現象とみられなくもないのである。少なくとも、納得し得る学理があつてのことではない、ということでは確かであろう。

以上のような主張は、FASB 学と化したかに見える日本の会計学の現状からは、荒唐無稽な暴論のように思われるであろう。しかし、本当にそうであろうか。ここでは、その点について、貸付金の貸倒れを例にして考えてみることにしたい。この貸付金の貸倒れに関しては、近時、佐藤信彦が、取得原価主義会計論における貸倒れ処理の不合理性を鋭く指摘し、それが資産負債観に依拠した割引現在価値による評価によって是正され得る、というきわめて興味深い見解を提示した。そこで、この佐藤の見解を手掛りにして、上記の問題を検討することとしたい。

I 佐藤の見解の概要

佐藤は、日本簿記学会第20回全国大会の統一論題において、「新会計基準における論理不整合——金銭債権と金銭債務の簿記処理に関連して——」と題するきわめて興味深い報告を行なった。つまり、収益費用観から資産負債観へという動向のなかで、収益費用観に基づく従来の簿記処理に

においては、貸付金の貸倒れ処理が非妥当であること、および貸付金とその利息とが別処理されていることの非妥当性を批判したうえで、そうした非妥当性は、資産負債観に基づき貸付金を割引現在価値で評価することによって、是正できると主張するのである。以上の2点が具体的な仕訳例によって説明されているのであるが、その仕訳例は、必ずしも理解容易ではないので、ここでは、筆者なりに簡易化した設例を用いることにする。

いま、第1期の1月1日に、2年間の約束で、100の企業にそれぞれ1,000円を貸付けたとしよう。信用リスクなしの利子率は2%であるが、倒産の確率は10%（平均的に発生すると仮定する）と想定すれば、その場合の貸出金利は、以下の算式により13%となる。

〈図表1〉

$$\text{貸出金利} : (1 + 0.02) / (1 - 0.1) = 0.13$$

会計期間は1年間（1月1日～12月31日）で、利息は、決算日（12月31日）に支払われることになっているとしよう。そして、以上の想定どおりの事態が現実が生じたとすると、第1期（この期首を t_0 、期末を t_1 と表現する）、および第2期（この期末を t_2 と表現する）には、次の会計処理が必要になる。

第1期 ①1月1日（ t_0 ）に、現金100,000円（1,000円×100件）を貸付けた。

②この期間中に、10件の貸倒れ（100件×0.1）が生じた。

③12月31日（ t_1 ）に、90件分の利息を受取った。

第2期 ④この期間中に、9件の貸倒れ（90件×0.1）が生じた。

⑤12月31日（ t_2 ）に、81件分の利息を受取った。

⑥12月31日（ t_2 ）に、81件分の貸付元本が回収された。

ここで、いわゆる取得原価主義会計論および資産負債観に基づく割引現在価値で評価した場合の処理を問題にしなければならない。しかし、そのうちの後者は貸付金の割引現在価値の増減をそのままに仕訳するのであるから、まずもって、貸付金の割引現在価値の推移が明らかになっていなければならないが、それを示せば次のようになる。

〈図表 2〉

[貸付金の割引現在価値の推移]

第 1 期首 (t_0)	
①貸付け時	100,000 ($=100,000 \times 0.13 / 1.13 + 100,000 \times 1.13 / 1.13^2$)
第 1 期における増減	
②貸倒れによる減分	-10,000 ($=100,000 \times 0.1$)
③時間価値の増分	+11,700 ($=100,000 \times 0.9 \times 0.13$)
③' 利払による減分	-11,700
第 1 期末 (t_1)	90,000
第 2 期首	90,000
第 2 期における増減	
④貸倒れによる減分	-9,000 ($=90,000 \times 0.1$)
⑤時間価値の増分	+10,530 ($=90,000 \times 0.9 \times 0.13$)
⑤' 利払による減分	-10,530
第 2 期末 (t_2)	81,000

いわゆる取得原価主義会計論および(図表 2 を参照しながら)資産負債観に基づく割引現在価値で評価した場合における処理を示せば、次のようになる。ただし、ここでは、問題の本質を端的に理解するために、貸倒引当金勘定を設定せず、貸倒引当損の金額を貸付金勘定から直接的に差し引いてある。

〈図表 3〉

取得原価主義会計論	割引現在価値評価
第 1 期	第 1 期
①貸付金 100,000, 現金 100,000	①貸付金 100,000, 現金 100,000
②貸倒損失 10,000, 貸付金 10,000	②貸倒損失 10,000, 貸付金 10,000
③現金 11,700, 受取利息 11,700	③貸付金 11,700, 受取利息 11,700
(*1)	③' 現金 11,700, 貸付金 11,700
イ 貸倒引当損 9,000, 貸付金 9,000	イ _____
第 2 期	第 2 期
④ _____	④貸倒損失 9,000, 貸付金 9,000
⑤現金 10,530, 受取利息 10,530	⑤貸付金 10,530, 受取利息 10,530
(*2)	⑤' 現金 10,530, 貸付金 10,530
⑥現金 81,000, 貸付金 81,000	⑥現金 81,000, 貸付金 81,000

(*1) $1,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 件} \times 0.9 \times 0.13 = 11,700$

(*2) $1,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 件} \times 0.9 \times 0.9 \times 0.13 = 10,530$

図表 3 の「割引現在価値評価の処理」における仕訳は、図表 2 に示した貸付金の割引現在価値の変動をそのまま表現したものであるから、各時点における貸付金残額は、割引現在価値の金額に

なっている。当然のことながら、この点には、くれぐれも留意すべきである。

それはともかく、図表3に示したふたつの処理のうち、いずれが妥当なのであろうか。その検討のために、まず両者の貸借対照表・損益計算書の相違を纏めておこう（なお、当面の論点を明らかにするために、貸借対照表には、貸付金およびその元本回収にかかわる現金収入だけを計上してある）。

〈図表4〉

取得原価主義会計論の場合

第1期	B / S		P / L	
	貸付金	81,000	貸倒損失	10,000
			貸倒引当損	9,000
			受取利息	11,700
				(損失 7,300)
第2期	B / S		P / L	
	現金	81,000		受取利息
				10,530
				(利益 10,530)

割引現在価値評価の場合

第1期	B / S		P / L	
	貸付金	90,000	貸倒損失	10,000
				(利益 1,700)
			受取利息	11,700
第2期	B / S		P / L	
	現金	81,000	貸倒損失	9,000
				(利益 1,530)
			受取利息	10,530

このうちの取得原価主義会計論に対して、佐藤は、「当初の予定通り貸倒れが生じているにも関わらず、第1年度は7,300（数値は、本例に即したものに直した……笠井註）の損失、第2年度は10,530（この数値も、同じく本例に即して直してある）の利益が計上されている」（報告要旨2ページ）点を取り上げ、「投資活動の成果は適切に反映されていない」（報告要旨2ページ）と批判するのである。

以上のような問題点が生じたことの原因は、言うまでもなく、取得原価主義会計論においては、第2期に現実に生ずる貸倒損失9,000が、貸倒引当損として第1期に計上されてしまったことにある。したがって、佐藤の批判の本質は、図表3の取得原価主義会計論の処理における第1期イの仕訳〔貸倒引当損9,000、貸付金9,000〕にあるとみてよいであろう。

その点、割引現在価値評価の場合には、割引現在価値の推移をそのままに表現しなければならない。その場合、第2期において生じる貸倒損失9,000は、第1期末にはまだ生じていないため、その時点では、その割引現在価値は減少していないはずである。つまり図表2に示したように、第1期末における貸付金の割引現在価値は、90,000のままであり、したがって、イの〔貸倒引当損9,000、貸付金9,000〕という仕訳は、なされ得ない。こうした割引現在価値評価の立場からすれば、

取得原価主義会計論においては、第1期貸借対照表の貸付金90,000のうち9,000が、第1期末に既に損益計算書の貸倒引当損に振替えられてしまい、そのために、投資成果を反映しなくなってしまったのである。要するに、第1期末において、割引現在価値の下落がないにもかかわらず、取得原価主義会計論では、貸付元本に対する貸倒引当損が計上されていること（イの「貸倒引当損9,000、貸付金9,000」という仕訳がなされたこと）に、問題があるのである。

こうした問題提起それ自体は、きわめて妥当であろう。しかし、問題は、(a) 取得原価主義会計論においてイの「貸倒引当損9,000、貸付金9,000」という仕訳がきられたことの原因、および(b) 割引現在価値評価を導入することの理論的根拠である。イという仕訳の否定、そして割引現在価値による評価という結論は同じとしても、理論的にもっとも重要なのは、その結論を支える論拠である。そうした論拠という視点からするかぎり、佐藤の見解は、けっして妥当ではないと筆者は考えている。

まず(a)の問題であるが、取得原価主義会計論においては、どうして第1期末に、イの仕訳「貸倒引当損9,000、貸付金9,000」という仕訳が計上されたのであろうか。その分析は、取得原価主義会計論の理論的欠陥の本質という問題に通底しているはずであるが、佐藤は、その点についてはまったく言及していない。しかし、割引現在価値評価というものが資産負債観に基礎をおいているとみなされていること、および、一般的風潮と同様に、佐藤の見解の底流には、伝統的簿記処理から割引現在価値による簿記処理への移行を、収益費用観から資産負債観への変化によって説明しようという発想が窺われることを勘案すれば、取得原価主義会計論の基底には、収益費用観があると佐藤は考えているとみなしてよいのかもしれない。そこで、そうした見方によってイの仕訳を説明できるのか、という点が問われなければならない。この検討によって、取得原価主義会計論の理論的欠陥に関する佐藤の理解が妥当なものであるかどうか、ということが明らかになるであろう。これは、「はじめに」で取上げた論点①にかかわっているが、この点をIIIで検討する。

次いで(b)の問題であるが、これは、佐藤の見解の基底にあると思われる収益費用観と資産負債観という二項対立の理論的意義に他ならない。すなわち、佐藤は、この二項対立の背景のもとで、割引現在価値評価の妥当性を導出している。しかし、問題は、この二項対立の理論的妥当性である。貸付金の割引現在価値評価は、何も、資産負債観という理解だけから排他的に導出されるわけのものではない。結論的には、資本貸与にかかわる利潤産出という理解からも、貸付金の割引現在価値評価は、可能なのである。したがって、割引現在価値評価の論拠を確実なものにするためには、収益費用観と資産負債観という二項対立そのものの理論的成立可能性を問わなくてはならない理である。言うまでもなく、これは、「はじめに」で取上げた論点②にかかわっているが、この点をIVで検討する。

なお、以上では、収益費用観・資産負債観という用語を用いてきたが、しかし、その内容は、必ずしも一様ではないようである。したがって、その概念内容を特定化しなければならないが、これ

をIIで検討する。

II 収益費用観・資産負債観の定義的内容

Iで述べたふたつの問題（a）および（b）の検討は、IIIおよびIVで行なうとして、ここでは、まずもって、収益費用観・資産負債観の定義的内容を明確にしておこう。佐藤によれば、収益費用観および資産負債観は、次のように定義されている（報告要旨3ページ）。

資産および負債といったストックの把握を最重要課題とする資産負債利益観に依拠するならば、債権または債務の出現が最も重要なトリガーになるであろう。これに対して、企業活動の効率性の把握を最重視する収益費用利益観では、努力を示す費用と成果を示す収益の把握に際して、収益の帰結としてのキャッシュ・インフローまたは費用の帰結としてのキャッシュ・アウトフローである収入または支出を最重要のトリガーとすることになる。

佐藤に見解に拠れば、どうやら、収益・費用は、資産負債観においては、それぞれ債権・債務と対になって計上されるのに対して、収益費用観においては、現金収入・支出と対になって計上される、ということのようである。こうした定義による資産負債観と収益費用観との二項対立が、会計的どのような意義をもち得るのか、あるいは収益費用観がなぜ収入・支出と結び付くのか、という点など筆者には理解し難いが、それはともかく、水道光熱費および受取利息に関する処理は、このふたつの会計観に拠れば、次のようになるようである（報告要旨3～4ページ）。

〈図表5〉

収益費用観：[水道光熱費××，現金××]， [現金××，受取利息××]
 資産負債観：[水道光熱費××，未払金××]， [貸付金××，受取利息××]
 [未払金××，現金××]， [現金××，貸付金××]

今日、一般的には、[水道光熱費××，現金××] [現金××，受取利息××] という仕訳がなされているが、佐藤に拠れば、その仕訳は、収益費用観については正則法となるのに対して、資産負債観については簡便法となる、ということのようである。¹⁾

1) 佐藤のこうした収益費用観および資産負債観の定義では、両者の相違が必ずしも明確ではない。現金払いの場合であれば、両者は実質的に同じになるので、問題は、後払いの場合である。その場合には、佐藤の収益費用観によれば、水道光熱費は、計上できないということになってしまうのであろうか。つまり、いわゆる取得原価主義会計と称されたかつての会計実践においても、[水道光熱費××，未払金（未払費用）××] といった仕訳がなされていたはずであるが、これは、収益費用観では説明できないということになるのであろうか。

それとも、計上の規準になる現金収支は、「トリガー」と表現されているところをみると、期中に

もっとも、収益費用観・資産負債観の定義としては、むしろ、フローとストックとの関係から規定されることのほうが一般的なのかもしれない。すなわち、収益費用観では、フロー（収益・費用）がまず定まり、それによってストックが規定される（[フロー→ストック]）のに対し、資産負債観では、ストックがまず定まり、その結果としてフローが規定される（[ストック→フロー]）とみるのである。佐藤の見解がこの見解とどのような関係にあるのか、定かではないので、一般性をもたせるために、ここでは、こうしたフローとストックとの関係により定義された収益費用観・資産負債観をも考察の対象にすることにしよう。

III 取得原価主義会計論の理論的欠陥の本質

まずイ [貸倒引当損9,000, 貸付金9,000] という不適切な仕訳が、どうして取得原価主義会計論においてなされているか、という論点を検討しよう。これは、取得原価主義会計論の理論的欠陥が本質的には一体どこにあるのか、という点にかかわっている。この理論的欠陥の所在によって、その是正の方向が規定されてしまうので、きわめて重要な問題であるが、前述のように、佐藤は、この点についてまったくふれていない。しかし、その底流には、収益・費用について現金収入・支出をトリガーとして認識する収益費用観から、収益・費用につき債権・債務をトリガーとして認識する資産負債観への移行という理解があると思われるので、取得原価主義会計論の理論的欠陥は、収益費用観と繋がっているように思われる。そこで、佐藤のこうした収益費用観とイの仕訳との関係を（1）で、また [フロー→ストック] として定式化されたものとしての収益費用観とイの仕訳との関係を（2）で検討する。結論的には、このいずれの収益費用観によっても、イの仕訳を取得原価主義会計論に位置づけることは、理論的に不可能であると筆者は考えている。イの仕訳を取得原価主義会計論に位置づけるためには、貨幣性資産・費用性資産分類の論理をもって取得原価主義会計論の特質とみなければならない、というのが筆者の考えなので、その点を（3）で取り上げること

ゝは仕訳されないが、期末修正という形で、収益費用観でも、結局は、[水道光熱費××, 未払金（未払費用）××] という仕訳が、なされることになるのであろうか。しかし、もしそうだとすると、次の2点で、筆者には理解し難い。まず第1は、期末修正を含めて考えれば、収益費用観と資産負債観とは、結果的には、同じになってしまうことになるが、それでよいのであろうか。期中仕訳ではなく期末修正仕訳として行なわれることに、何か本質的な意味があるのであろうか。もしないとすれば、収益費用観と資産負債観という区分自体の妥当性が、問われることになるであろう。そして第2は、ある処理体系の特質を規定する場合には、期末修正をも含めなければならないのではないかという点である。期中の仕訳だけで、処理体系の全体の特質を規定することなど、可能なのであろうか。例えば簿記の教科書における説明によれば、期中には収支の事実に基づいて記録されるが、しかし、期末においていわゆる発生主義の処理になるように修正されるのである。その場合、期中における収支の事実に基づいて処理されているからといって、「現金主義会計」などといった特質を付与することなど、できないのではないだろうか。

収益費用観・資産負債観の仕訳に関する佐藤の考えは、筆者には理解し難い。

にする。

（1）佐藤の収益費用観と取得原価主義会計論との関係

まず、イ [貸倒引当損9,000, 貸付金9,000] という不適切な仕訳が取得原価主義会計論においてなされていることの原因が、佐藤の定義する収益費用観によって、合理的に説明できるかどうかという点を検討しよう。もし合理的に説明できるのであれば、そのかぎりにおいて、取得原価主義会計論の理論的欠陥の本質は、佐藤の定義する収益費用観にあり、したがって、収益費用観と二項対立の関係にあるとみられる資産負債観に転換することによって、その理論的欠陥が是正される公算が強い、と言ってもよいであろう。

そのような問題意識のもとに、取得原価主義会計論におけるイの仕訳と佐藤の定義する収益費用観との関係を検討してみよう。結論的には、貸付金の減少である現実の貸倒損失は、第2期に生じているが、それを前倒して第1期に計上するイ [貸倒引当損9,000, 貸付金9,000] の仕訳を、佐藤の収益費用観によって説明することは、理論的に不可能であろう。なぜなら、その収益費用観に拠れば、支出の事実に基づいて費用が計上されなければならないはずであるが、イが、現金支出の事実とかかわりがあるとは思われないからである。もっとも貸付金自体を主観のれん説のようにキャッシュとみれば、収益費用観の援用とみなせないこともない。しかし、その場合には、現金を貸付けた時点の仕訳① [貸付金100,000, 現金100,000] における貸付金もキャッシュとみなさざるを得ないが、そうすると、その時点で、既に回収があったことになってしまうし、その結果、収支差額としての利益（ただし零額）を計上せざるを得なくなってしまうであろう。したがって、そうした解釈は、理論的には不可能である²⁾。

そのように考えれば、イの仕訳は、佐藤の定義する収益費用観によっては、取得原価主義会計論の中に位置づけられないということになる。そのかぎりにおいて、その収益費用観は、取得原価主義会計論の特質を適切に表現するものではない、ひいては取得原価主義会計論の理論的欠陥を含意するものではない、と言わざるを得ない。そうであれば、収益費用観に替えて資産負債観をもってきたところで、取得原価主義会計論の理論的欠陥が是正されることはない、と考えるてはならない。

要するに、取得原価主義会計論の理論的欠陥を明確にしておくという理論的作業を怠ってきたことのツケが、こうした形で回ってきたということであろう。

2) 主観のれん説によれば、時価で評価される売買目的有価証券は、それ自体がキャッシュとみなされるので、その時価差額もまた、キャッシュと理解されている。したがって、売買目的有価証券に生ずる保有利得は、キャッシュの取得としての実現概念で説明されるというのである。

しかし、こうした主張が理論的に成立し難いことについては、拙稿「主観のれん説の総合的検討——収益・利得の認識規約（1）～（4）——」『三田商学研究』第47巻第2号、第47巻第4号～第6号、および「金融資産と実現概念——主観のれん説の実現概念に関する疑問（1）（2）——」『会計』第165巻第6号、第166巻第1号を参照されたい。

(2) [フロー→ストック]としての収益費用観と取得原価主義会計論との関係

それでは、収益費用観をもって [フロー→ストック] として定義する立場の場合には、どうであろうか。そうした収益費用観によって、イの仕訳を取得原価主義会計の体系に位置づけることができるのであろうか。イの仕訳 [貸倒引当損9,000, 貸付金9,000] における貸付金9,000のアウトフローにより、貸付金の残高 (ストック) は、81,000になるのであるから、一見したところ、[フロー→ストック] という収益費用観のシェーマに準拠しているかのような外観を呈している。しかし、貸付金が、価値生産活動によって産出されたものではない、いわゆる金融資産に属していることを視野に入れるならば、こうした見方は成立し得ないと筆者は考えている。つまり、貸倒引当損9,000は、理論的には貸付金の第2期末ストック額81,000と第2期首90,000とがまず定まり、次いでその差額としてのみ算出され得る、というのが筆者の理解である。しかし、その点は、IVで検討することとし、ここでは、別の形で論証しておこう。いま仮にフローがストックを規定するとしても、問題は、そのフローをいつ認識してよいのか、という点にある。この場合、貸付金9,000は、現実には第2期に貸倒れが生じると予想されているいじょう、ごく素朴に考えれば、第2期に貸倒れというフローが生じたとみるべきであろう。それなのに、その貸倒れというフローを、なぜ第1期に計上してよいのであろうか。その根拠は、どこにあるのであろうか。

第2期に10%の貸倒れが生ずることが確実であることに、第1期に貸倒れというフローを計上してよいことの根拠があるのであろうか。しかし、10%の確実性に貸倒れ計上の根拠があるとすれば、残りの90%についても、いわば等価的な確実性があるとみなされなければならないであろうから、その90%については貸倒れが生ぜず、したがって、利息の受取りが確実だと考えなければならないはずである。そうであれば、第1期において、なぜ貸倒損失と同様に、受取利息10,530を計上しないのであろうか。つまり、第2期に計上された仕訳⑤を前倒しして、なぜ第1期に計上しないのであろうか。その場合、もちろん、借方の現金は、例えば未収利息といった勘定科目に変更されなければならない。しかし、ここでの収益費用観の定義によれば、計上の規準が、現金収支にではなく、[フロー→ストック]にあるいじょう、第1期末に仕訳することは、可能なはずなのである。

つまり、[フロー→ストック]としての収益費用観に依拠するかぎり、貸倒れおよび受取利息がフローとして生起することの確実性が等価と考えられるいじょう、第2期に生起する貸倒損失のみならず、受取利息もまた、第1期末において計上されなければならない理である。[フロー→ストック]としての収益費用観が本当に取得原価主義会計論の特質であるのなら、そのようにならないのではないだろうか。しかるに、取得原価主義会計論においては、第1期末において、受取利息に関する⑤の仕訳がなされることは、まったくなく、貸倒れに関するイの仕訳だけがなされているのである。³⁾

そうであれば、取得原価主義会計論の特質は、受取利息は計上しないが (⑤の仕訳はしないが)、

貸倒れ損失は計上する(イの仕訳は行なう), という点にあるのであって, けっして[フロー→ストック]という収益費用観にあるのではないということになろう。ちなみに, 会計というものが, 発生した企業の経済活動を事後的に表現するものであるいじょう, ごく素朴に考えれば, 受取利息のみならず貸倒れ損失についても計上しないことのほうが, むしろ自然であろう。つまり, ここで俎上に載せている取得原価主義会計論の特質とは, 正に取得原価主義会計論の理論的欠陥に通底しているのである。

以上のように考えるならば, 一般に説かれている[フロー→ストック]としての収益費用観は, けっして取得原価主義会計論の特質ではあり得ない。そうであれば, 収益費用観に替えて, それと二項対立の関係にあるものとしての資産負債観([ストック→フロー])をもってきたとしても, 取得原価主義会計論の理論的欠陥が, 是正されるわけのものではない。つまり, 純理論的には, 収益費用観を否定し, 資産負債観に準拠しなければならぬ, ということの論拠はなくなるのである。したがって, 仮に資産負債観に準拠した場合には貸付金は割引現在価値で評価されるべきであるとしても, そのことは, 現行併存会計における貸付金が割引現在価値によって合理的に説明され得る, ということの論拠にはなり得ないと言わなければならない。

それでは, 理論的欠陥にも通底しているものとしての取得原価主義会計論の特質とは, 一体何なのであろうか。まずもって, それを索出することが, 何よりも重要なのではないだろうか。そこで, その点に関する私見を(3)で展開することにしよう。

(3) 取得原価主義会計論の特質

以上の検討結果に拠れば, 取得原価主義会計論の特質を収益費用観に求めるかぎり, イの仕訳[貸倒引当損9,000, 貸付金9,000]を取得原価主義会計論の体系に合理的に位置づけることはできない。そのかぎりにおいて, 収益費用観は, 取得原価主義会計論の特質ではないということになる。取得原価主義会計論の理論的欠陥は, 今日までのところ明らかにされていないと言わざるを得ないのである。現代会計理論の理論的根拠の曖昧性は, 煎じ詰めれば, その点に帰着すると筆者は考えている。そのゆえに, 筆者は, これまでに, 取得原価主義会計論の理論的欠陥の索出に努めてきた⁴⁾のである。それは, けっして, 既に過去のものとなった会計学説の粗探しなどではなく, 現行会計

3) もっとも, 受取利息の見込額は計上しないが, 貸倒れの見込額は計上するという処理を, 保守主義の作用とみる主張もあり得るであろう。しかし, 仮にもしそうだとした場合, その場合には, 保守主義に原因があるいじょう, 論理的には, その保守主義を是正しないかぎり, 問題は, 解決しないことになろう。

ただし, 筆者は, 保守主義という原則をそうした局面に作用させることが, 理論的に妥当であるとは考えていない。筆者が想定している保守主義が発現する局面については, 拙著『現代会計の論理』第14章を参照されたい。

4) 取得原価主義会計論の理論的欠陥については, 拙稿「貨幣性資産・費用性資産分類論の総合的検討——認識・測定規約規約を巡って(1)~(7)——」『三田商学研究』第45巻第2号~第46巻第2号, および拙著『現代会計の論理』第14章を参照されたい。

実践を合理的に説明する理論体系の構築のために不可欠と考えたからに他ならない。

その点、取得原価主義会計論の根本的欠陥は、企業の経済活動として価値生産活動 $[G-W-G']$ しか想定していない点に求められると筆者は考えている。以下、そうした視点から、イの仕訳を考えてみることにしよう。貸付金は、今日一般に、貨幣性資産とみなされており、そして、その貨幣性資産は、取得原価主義会計論においては、基本的には、回収可能額（回収可能元本額）で評価されることになっているようである。イの仕訳は、取得原価主義会計論のこの評価原則からすれば、きわめて当然のことなのである。そのことは、図表4の取得原価主義会計論における第1期貸借対照表と第2期貸借対照表との関係をみれば明らかであろう。すなわち、そこでは、第1期貸借対照表においては貸付金（の元本額）の金額は81,000であり、第2期貸借対照表においては現金81,000が計上されているが、そのことは、貸付金（の元本額）が現金として回収されるべき金額81,000で評価されていることを如実に物語っている。その点、割引現在価値の場合には、ここでは予測どおりの事態が生じているにもかかわらず、第1期貸借対照表の貸付金の評価額90,000は、第2期貸借対照表の現金81,000と異なっている。つまり、そこでは、回収可能額が、貸付金の評価規約とはなっていないのである。

以上のように、イの仕訳が取得原価主義会計論において認められることの直接的な原因は、回収可能額という貨幣性資産の評価規約にあるのである。そこで、そうした評価規約が形成された理由をさらに追究しなければならないが、私見に拠れば、次の2点が指摘されなければならない。すなわちまず第1は、企業の経済活動としては、本来、価値生産活動 $[G-W-G']$ と資本貸与活動 $[G-D-G']$ とのふたつが想定されなければならないのに、取得原価主義会計論では、価値生産活動しか認められていないこと、そして第2に、価値生産活動 $[G-W-G']$ に基づいて貨幣性資産概念の評価規約が規定されていることの2点に留意しなければならない。この2点は表裏の関係にあるとみてよいが、まず第2点からみておこう。価値生産活動 $[G-W-G']$ は、会計的には現金取引を意味しているので、信用経済を念頭におけば、 $[G-W-売掛金-G']$ ということになる。そして、この回収過程にあるものとしての売掛金・ G' が貨幣性資産概念の典型として取扱われ、これを規準にしてその評価規約が定められることになる。しかし、いずれにせよ、このシェーマが価値生産活動を表現したものであるいじょう、利益は、もっぱら W という費用性資産によって生じるとみなされなければならない。逆にいえば、回収過程からは利益が生じてはならない、ということである。そのように、価値生産過程における売掛金・ G' を念頭において、貨幣性資産概念を構成しかつその評価規約を構想するかぎり、貨幣性資産は、現時点の価値によってではなく、将来時点の回収可能額によって評価せざるを得ない。例えば現金売りなら90、掛売りなら100の場合、その差額は、利息・リスクに見合う時間価値ということになろう。まず利息について考えてみよう。もし掛売りした場合、その売掛金の販売時点での価値は、100ではなく90のはずである。したがっ

て、理論的には、[売掛金90, 売上90]のはずである。しかし、こうした仕訳を行なった場合、もし順調に推移して、現金100の入金があったとすると、売掛金90との差額が生じてしまう。つまり、[(借) 現金100, (貸) 売掛金90, 利益10]という仕訳になり、売掛金の回収過程から利益が生じてしまうのである。しかし、こうした利益の存在は、価値生産過程だけから利益が産出されることを想定した取得原価主義会計論の論理からは、はなはだ好ましくない。したがって、そのための方策が必要になるが、しかし、ただこの点だけに限定すれば、その利益の隠蔽は、不可能ではない。すなわち、売掛金をその時点の価値額90によってではなく、将来時点の回収可能額100によって評価するのである。[売掛金100, 売上100]と仕訳しておけば、上記のように順調に推移した場合には、[現金100, 売掛金100]という仕訳になり、売掛金からは、つまり回収過程からは、利益が生じなくなる。

こうした考え方をリスクにまで敷衍することも、不可能ではない。つまり、その場合には、利息・リスクを含めた回収可能性が、評価の規準になるわけである。

貨幣性資産の回収可能額という評価規約は、価値生産過程だけしか想定しなかったために、費用性資産にしか利益の生じようのない取得原価主義会計論において、回収過程による利益を隠蔽するための苦肉の方策だったのではないだろうか。そして、売掛金等の流通信用に関するかぎり、この評価規約により、損益の計上を回避できたのであった。それは、流通信用の場合には、直接的な現金支出がないからである。仕訳でいえば、[売掛金××, 売上××]から明らかのように、売掛金の相手勘定は売上であり、したがって、どのような数値を割当てても、一応は可能であったからである。そのため、売掛金・売上の販売時点の経済的価値である90ではなく、100という数値が割当てられたわけである。

以上のように、価値生産活動だけを想定しつつ、回収過程における利潤を隠蔽するための手段が、取得原価主義会計論における回収可能額という貨幣性資産の評価規約だったのである。しかし、問題は、取得原価主義会計論が想定するこうした価値生産活動だけで、企業の経済活動を合理的に説明できるかどうかである。これが、第1の論点にかかわっている。具体的に言うと、上記で述べた流通信用により生ずる売掛金の場合には、まだしも、[G-W-売掛金-G']として、価値生産活動のシェーマで説明することができた(しかし、本質的には、この点にも問題がある⁵⁾)。しかし、問題は、資本信用により生ずる貸付金等である。これを、[G-W-G']のシェーマで説明することは、本来不可能である。それにもかかわらず、取得原価主義会計論では、[G-W-G']しか想定していないいじょう、資産としては、投下過程にあるものとしての費用性資産(W)と、回収過程にあるものとしての貨幣性資産(G')という2カテゴリーしかあり得ない。貸付金にしても、とにもかくにも、このいずれかに帰属させなければならない。そこに、取得原価主義会計論の混乱が現実

5) 売掛金の問題点については、拙稿「貨幣性資産・費用性資産分類論の総合的検討——意味論的検討(1)——」『三田商学研究』第40巻第3号、64ページ～72ページを参照されたい。

に生じざるを得なくなるのであるが、⁶⁾一般的には、貸付金は、貨幣性資産に押し込められたようである。

このように、貸付金にしても貨幣性資産に帰属させられたいじょう、回収可能額という評価規約に服さなければならない(ただし、貸付金の場合には、受取利息の現金収入があるので、損益の生成を隠蔽すること自体は不可能である)。イの仕訳 [貸倒引当損9,000, 貸付金9,000] をきることによって、貸付金のその時点の評価額は、81,000という回収可能額になる。

そうであれば、このイの仕訳は、取得原価主義会計論における上記のような貨幣性資産の評価規約によって、正当化されるのである。つまり、貨幣性資産・費用性資産分類に基づく評価規約という取得原価主義会計論の特質に由来していると言つてよいのではないだろうか。そして、この貨幣性資産・費用性資産分類という特質の由来をさらに遡れば、上記のように価値生産活動 [G-W-G'] だけしか想定していないという点に行き着くのである。

そのように考えれば、問題は、[G-W-G'] だけで、企業の経済活動を十全に把握できるかどうかである。具体的にみれば、貸付金がこの [G-W-G'] で説明できるかどうかである。それは、明らかに不可能である。まず貸付金は、Wのように、労働力を媒介として新たに創出された経済財ではなく、したがって、Wのように、市場への販売によって利益を獲得するものではない。あくまで資本貸与により、その時間的報酬としての受取利息を獲得するものであり、およそ価値生産活動を行なうものではあり得ない。したがって、費用性資産 (W) ではない。また、貨幣性資産でもあり得ない。取得原価主義会計論における貨幣性資産とは、売掛金を念頭において構成された概念であり、したがって、回収過程にある資産として定義されている。そうであれば、貨幣性資産であるためには、Wの出によって生じなければならない。したがって、例えば [G-W-貸付金-G'] という資本運動を貸付金が行なうときにのみ、貸付金を貨幣性資産とみることができるのである。しかるに、貸付金にかかわる資本運動には、Wなど関与しない。

[G-W-G'] とは異質の [G-貸付金-G'] (もちろん貸付金自体は、上記のように W ではない) という独自の資本運動を、貸付金は行なうのである。

以上のように考えれば、企業の経済活動には、価値生産活動では説明され得ない、貸付金等の資本貸与活動という活動があるのである。つまり、取得原価主義会計論における価値生産活動だけしか想定しないという特質は、取得原価主義会計論の理論的欠陥に通底していたのである。そうであれば、取得原価主義会計論において [G-W-G'] だけを想定していた、という点を取り上げ、それを是正しないかぎり、妥当な説明理論を構築できない理である。このような取得原価主義会計論の理論的欠陥の分析からすれば、説明理論の構築は、価値生産活動と資本貸与活動というふたつの経済活動を想定しなければならない、という方向に向かわざるを得ない。そして、結論的に言えば、

6) 貸付金の問題点については、(5)の拙稿51ページから64ページを参照されたい。

この資本貸与活動に関する派遣分資産は、割引現在価値で評価されるのである。

以上のような論証の在り方は、科学理論としては、きわめて重要である。すなわち、貸付金等の割引現在価値は、けっして、資産負債観という見方のみから生ずるものではなく、資本貸与活動という見方からも導出できるのである。したがって、資産負債観からの導出だけを主張することは、きわめて独断的である。それもひとつの仮説たり得るが、しかし、別の仮説もあり得るのである。したがって、そのように相対化したうえで、取得原価主義会計論の特質とのかかわりで、そのいずれが合理的なのかが、判定されるべきなのである。筆者は、自説をア・プリオリに妥当なものともみなして、その理論展開を図ることは、科学理論として妥当ではないと考えている。

ここでも、自説をもひとつの仮説として相対化したうえで、取得原価主義会計論とのかかわりで、自説の相対的合理性を主張したつもりである。

